

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境影響評価審議会

会長 露崎史朗



(仮称)抜海・豊田風力発電事業 計画段階環境配慮書について(答申)

令和4年3月3日付け環境第2432号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

記

本事業は、稚内市及び天塩郡豊富町の約5,781haを事業実施想定区域として、全高最大約200m、ローター直径最大約160mに及ぶ最大30基の風力発電機による最大出力120,000kWの風力発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域は利尻礼文サロベツ国立公園に隣接し、同区域及びその周辺には自然度の高い植生や保安林、特定植物群落等の重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、オジロワシなどの希少鳥類の生息情報がある。また、同区域には崩壊土砂流出危険地区が存在しているほか、同区域及びその周辺には住居や学校等が存在している。さらに同区域周辺には環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種の検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(2) 本配慮書では、風況、道路整備状況、法令等の制約を受ける場所、環境保全上留意が必要な場所、周辺の風力発電事業を確認し、事業実施想定区域を設定したとしているが、本事業者が出資する事業において過去に検討の結果除外した区域が含まれていることなど、その検討過程の説明が不十分で分かりにくいものとなっている。また、風力発電機の設置予定範囲には崩壊土砂流出危険地区が存在していることから、土砂流出等の防止にも配慮し方法書ではそれらの検討過程について分かりやすく記載すること。

(3) 事業実施想定区域の周辺には環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あり、累積的影響が生じるおそれがあることから、必要な情報を入手した上で、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

- (4) 稚内市では「稚内市風力発電施設建設ガイドライン」を、豊富町では「豊富町風力発電施設設置に関するガイドライン」を定めていることから、これらを踏まえ、関係市町と調整を図り、方法書ではその結果を反映した計画とすること。
- (5) 今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、関係市町、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。
- (6) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能にすることや、図書の内容の継続性を勘案し、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び風車の影

事業実施想定区域及びその周辺には住居や学校等が存在しており、これらに対する騒音や風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがある。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車と住居等の離隔をとることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 動物

ア 事業実施想定区域及びその周辺は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティビティマップ」において、チュウヒやオジロワシなどの分布情報及びガン類の集団飛来地情報により注意喚起レベルA1及びA3等のメッシュに含まれており、極めて重点的な調査が必要とされているほか、海ワシ類の渡りの経路となっている可能性がある。また、同区域及びその周辺では、文献や専門家ヒアリング等により希少な鳥類や希少なコウモリ類の生息に関する情報が得られている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、これら希少な動物の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクやバットストライク、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 動物相については、哺乳類（コウモリ類を含む）や鳥類だけでなく昆虫類など各分類群の専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 植物及び生態系

ア 事業実施想定区域には、植生自然度の高いトドマツ～ミズナラ群落、特定植物群落の稚内～抜海丘陵ササ草原、保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、風車や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 植物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な植物種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

ウ 生態系については、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価を

実施し、注目種の好適な生息地又は生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 景観

- ア 本配慮書では、主要な眺望点については、関係自治体ホームページや観光パンフレット等に掲載の情報に基づき選定しているが、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所を含め、関係機関等へのヒアリングなどにより他に追加すべき眺望点がないか改めて検討すること。その上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。
- イ 事業実施想定区域は、抜海-浜勇知海岸などの優れた景観を有する利尻礼文サロベツ国立公園に隣接しており、風車の設置により公園内外からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。また、主要な眺望点である「夕来展望所」からは、風車の垂直見込角が大きくなると予測され、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、こうした景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。